

\ 2024年から / NISA制度が 変わります

NISA(ニーサ:少額投資非課税制度)とは、国民の資産形成を応援する
国の税制優遇制度です。通常の証券総合口座の投資では20.315%の
税金(復興特別所得税を加味)がかかるのに対し、
NISA口座での投資ではそれらの**利益に税金がかかりません**。
投資をするなら、ぜひ利用したい仕組みです。



©ブルくん



©ベアちゃん

現行

比較項目	つみたてNISA	一般NISA
口座開設期間	2023年まで	
両制度の併用	どちらか一方	
年間投資上限枠	40万円	120万円
非課税保有期間	20年	5年
生涯投資上限枠	800万円	600万円
対象年齢	18歳以上	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等

新制度 2024年1月~

比較項目	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	恒久化	
両制度の併用	併用可	
年間投資上限枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
生涯投資上限枠	買付残高 1,800万円	
		買付残高 1,200万円 (成長投資枠のみ利用の場合)
対象年齢	18歳以上	
対象商品	現行のつみたてNISA 対象商品と同様	上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年 未滿、高レバレッジ型および毎月分配型 の投資信託等を除外

POINT

1

POINT

2

POINT

3

変更のポイントを
次のページで解説!



[注意事項] 本資料は2023年1月31日時点の各種情報に基づいて作成しており、今後予告なく変更になる可能性があります。

👉 主な変更のポイント

POINT

1

非課税期間が無期限化

これまで、つみたてNISAが20年、一般NISAが5年と非課税期間が限られていましたが、**新NISAでは無期限**となりました。加えて**制度の使える期間が恒久化**されたため、いつでも始めることができ、ロールオーバーの手続きも不要です。現行制度よりもさらに長期・積立投資による継続的な資産形成が可能となりました。

現行NISA	つみたてNISA	最長20年	➔	新NISA	つみたて投資枠	無期限
	一般NISA	最長5年			成長投資枠	

POINT

2

年間投資上限額が増加

新NISAでは**つみたて投資枠(年間120万円)**と**成長投資枠(年間240万円)**が併用可能となり、合わせて年間360万円まで投資することができます。

現行NISA	どちらか一方		➔	新NISA	併用可	
	つみたてNISA	年間40万円			つみたて投資枠	年間120万円
一般NISA	年間120万円	成長投資枠	年間240万円			

POINT

3

生涯非課税限度額が拡大

新NISAでは新たに買付金額ベースで**最大1,800万円(成長投資枠のみは最大1,200万円)**の**生涯非課税限度額が設定**され、売却した場合は買付金額分の枠が翌年復活します。つみたて投資枠だけで生涯投資上限枠(1,800万円)を使いきることも、成長投資枠(1,200万円)だけを利用することも可能です。

現行NISA	つみたてNISA	最大800万円	➔	新NISA	つみたて投資枠	最大1,800万円 (成長投資枠のみは最大1,200万円)
	一般NISA	最大600万円			成長投資枠	

つみたて投資枠だけで生涯投資上限枠を全部利用できるのかな？



できるよ！成長投資枠(1,200万円)だけを利用することも可能だよ！



よくあるご質問

Q1

2023年に現行のNISAで購入した場合はどのような扱いになりますか？

A 2023年分のNISAは新NISAに移管することはできませんが、一般NISAなら5年、つみたてNISAなら20年、非課税で運用を継続することが可能です。

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	...	2042年
現行NISA	つみたて	40万円 (20年間)	→	→	→	→	→	→	→
	一般	120万円 (5年間)	→	→	→	→	新NISAへの ロールオーバーは不可		
新NISA	つみたて投資枠	生涯投資枠1,800万円 (成長投資枠のみの場合は1,200万円)							
	成長投資枠								



2024年に新NISAが始まるまで待ったほうがいいの？

2023年に購入する現行NISAの非課税枠は、新NISAの非課税枠とは別なので、まずは今から始めてみようかな！



2023年に投資

一般NISA 最大120万円または
つみたてNISA 最大40万円

+

新NISA

最大 1,800万円
(成長投資枠のみの場合は1,200万円)

Q2

現行NISAのロールオーバーはできますか？

A 現行のNISA口座で保有している金融商品を新NISAにロールオーバーすることはできません。非課税期間(5年)が経過した残高は課税口座に払出すこととなります。このときに値上がり益が生じていても課税はされません。なお、非課税期間終了時点で、保有している金融商品の取得価額が課税口座払出時点の価額に置き換わります。そのことにより、その後値上がりしているか値下がりしているかで、課税口座で保有している金融商品を売却する際に支払う税金が異なります。課税口座への移管についてご不明な点は、窓口までお問い合わせください。

※ロールオーバーとは、非課税保有期間が終了した際に、NISA口座で保有している金融商品を翌年の年間投資枠に移行(移管)することをいいます。

Q3

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を別の金融機関に開設することはできますか？

A できません。「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は同じ金融機関に開設されます。但し、年毎に異なる金融機関を利用することは可能です。なお、「成長投資枠」で購入可能な上場株式は、証券会社でしか購入することができません。

現行NISAから新NISAで金融機関の変更できるかな？

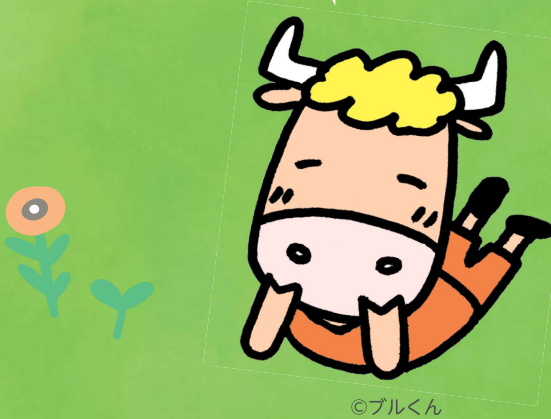


一定の手続きのもと、年単位で変更可能だよ！



現行NISAより
選択肢が広がるんだね！
新NISAまで待とうと思っていたけど、
今から1歩始めてみようかな！

まずは始めてみなくちゃね！
是非利用しなくっちゃ！



投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回ることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく費用等があります。

[本情報についてのご注意 情報提供:QUICK]

- 本情報は、投資勧誘を目的としたものではなく、特定銘柄の購入等を推奨するものではありません。金融商品等を購入される場合は、ご自身のご判断と責任においてお願いします。
- 本情報は、お客さまご自身のためにのみのご利用とし、本情報の全部または一部を方法の如何を問わず、第三者へ提供することは禁止します。
- 本情報の提供元及びJAバンクは、本情報の内容について信頼しうる情報をもとに作成していますが、その内容に過誤、脱落等がある場合、または、お客さまが本情報を利用されたことにより損害等を被った場合には、一切責任を負いません。
- 本情報の提供元及びJAバンクは、本情報の正確性及び信頼性を調査確認する義務を負っていません。
- 本情報の内容は、情報提供元またはJAバンクの事由により変更されることがあります。
- 本情報に関する一切の権利は、本情報の提供元に帰属します。本情報の変更等は一切禁止します。

連絡先

埼玉県信用農業協同組合連合会
資金証券部
048-829-3522



©よりぞう